

「近畿圏の新たな高速道路料金」について

(目次)

近畿圏内の新たな高速道路料金の全体概要

近畿圏の新たな高速道路料金の概要	4
近畿圏内の料金水準の整理・統一	5
近畿圏内の高速道路ネットワーク整備	6
阪神高速の料金設定	7
近畿圏の高速道路の車種区分の整理・統一	8

各路線の料金等(阪神高速道路・NEXCO)

阪神高速(阪神圏)の料金について	10
阪神高速(阪神圏)・NEXCOの割引について	11
阪神高速(阪神圏)の割引について	13
阪神高速(阪神圏)の料金具体例について	16
第二京阪道路の料金について	19
西名阪道の料金について	20
近畿道・阪和道(長原～岸和田和泉)の料金について	21
京滋バイパスの料金について	22
近畿道・阪和道等の料金について	23

参考資料

(参考)近畿圏の高速道路ネットワークにおける管理主体の統一等	25
(参考)南阪奈有料道路・南阪奈道路の料金について	26
(参考)堺泉北有料道路の料金について	27
(参考)阪神高速京都線の料金について	28
(参考)南阪奈道路・堺泉北有料道路の料金について	29

近畿圏の新たな高速道路料金の全体概要

(注1)本項目に記載する通行料金については、特段記載のない限り普通車の通行料金(消費税8%)を記載している。

(注2)料金例について、「現行」は現行料金である。

近畿圏の新たな高速道路料金の概要

料金の賢い3原則(高速道路を賢く使う上で共通の理念)

- ① 利用度合いに応じた公平な料金体系
- ② 管理主体を超えたシンプルでシームレスな料金体系
- ③ 交通流動の最適化のための戦略的な料金体系

特に、近畿圏は「必要なネットワークの充実と合理的な料金体系の整理との両立」、「管理主体の整理」に特段の対応が必要

平成29年6月以降の料金の概要

(1) 料金体系の整理・統一とネットワーク整備

- 料金水準を現行の高速自動車国道の大都市近郊区間を基本とする対距離制を導入し、車種区分を5車種区分に統一する。 ※必要に応じて激変緩和措置を実施
- 阪神高速については、関係自治体の提案を踏まえ、淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部の整備に必要な財源確保の観点から、有料道路事業について、事業費の概ね5割を確保するために、様々な工夫を行いつつ、必要な料金を設定する。

(2) 管理主体の統一も含めた継ぎ目のない料金の実現

- 高速道路会社と一体的なネットワークを形成している路線で、地方道路公社等の管理となっている区間は、合理的・効率的な管理を行う観点から、地方の意向を踏まえ、高速道路会社での一元的管理を行う。
- 大阪及び神戸都心部への流入に関して、交通分散の観点から、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定する。

近畿圏内の料金水準の整理・統一

均一料金区間等

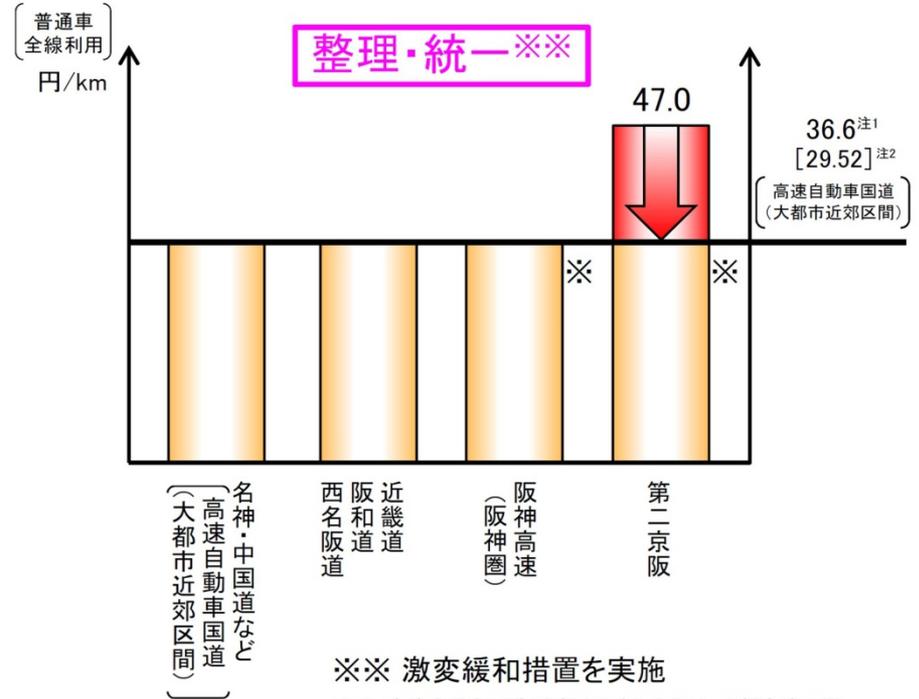
阪神高速(阪神圏)
 <510円~930円>
 (6km毎に約100円増)

近畿道(吹田~松原)(28.4km)
 阪和道(松原~岸和田和泉)(22.6km)
 <510円×2区間>

西名阪道(天理~松原)(27.2km)
 <410円×2区間>

など

対距離化**



** 激変緩和措置を実施

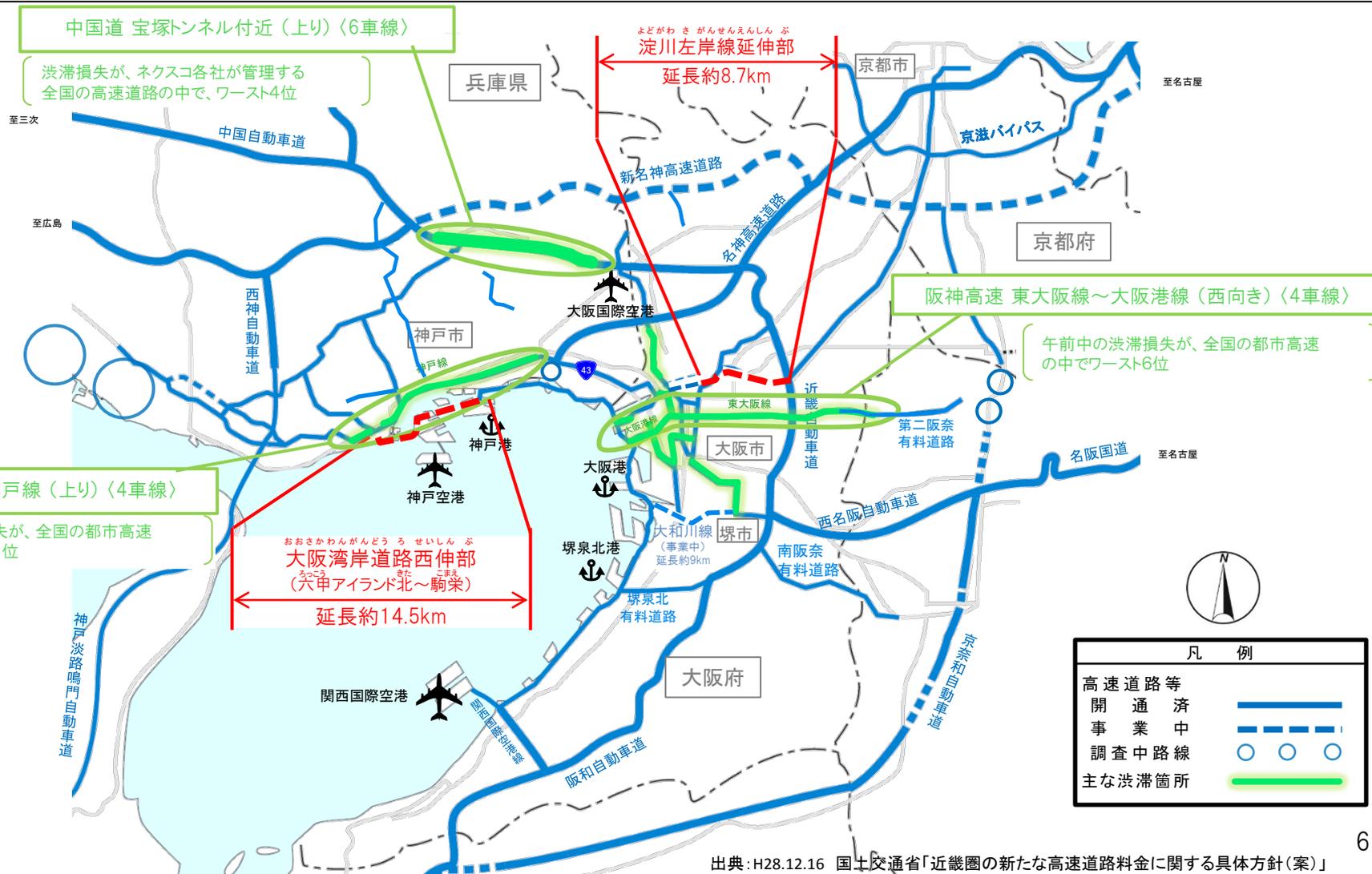
注1) 高速自動車国道(大都市近郊区間)は、名神高速の例

注2) 消費税及びターミナルチャージを除いた場合の料金水準

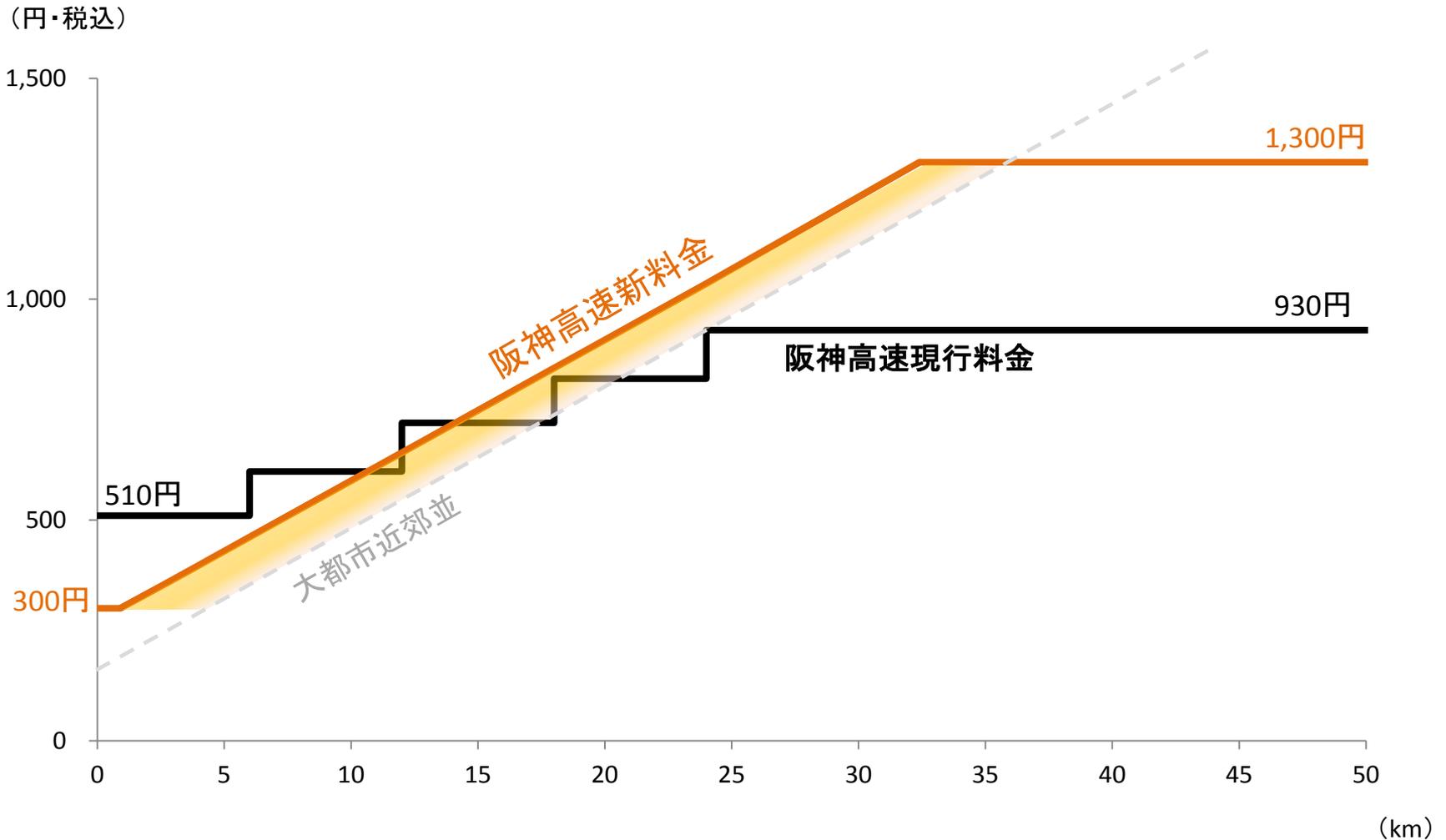
※ 淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部の整備に必要な財源確保のため、関係自治体の提案を踏まえ、様々な工夫を行いつつ、必要な料金を設定

近畿圏内の高速道路ネットワーク整備

- 関係自治体の提案を踏まえ、淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部の整備に必要な財源確保の観点から、有料道路事業について、事業費の概ね5割を確保するために、必要な料金を設定
- 利用者の追加的な負担の軽減の観点から、様々な工夫(出資金の償還時期の見直しや料金徴収期限までの追加的な料金負担分の活用等)を実施



阪神高速の料金設定



(注1) 阪神高速(阪神圏)の料金(普通車) [(250+29.52L) × 1.08]

(注2) 普通車以外の車種の上限及び下限料金については首都高料金での設定額と原則同額

(注3) 利用距離が4.3km以下(1区間利用に限る)であれば下限料金で利用できる措置を行う

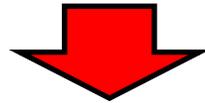
(注4) 非ETC車は、最大料金(普通車: 1,300円)を適用。ただし、放射路線の下り方面の利用については、入口から利用できる最大限の距離料金を適用

近畿圏の高速道路の車種区分の整理・統一

【車種間比率】

	対象路線	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
2車種	阪神高速	1.0			2.0	
3車種	南阪奈道路 堺泉北有料道路	1.0			1.5	3.5
5車種	その他	0.8	1.0	1.2	1.65	2.75

(注) 近畿道、阪和道、西名阪道は4車種



5車種区分に整理・統一^(注)

【車種間比率】

	対象路線	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
5車種	全路線	0.8	1.0	1.2	1.65	2.75

(注) 阪神高速については段階的に実施することとし、平成33年度までは中型車1.07、特大車2.14とする

(注) 近畿道・阪和道については段階的に実施することとし、平成33年度までは中型車1.07とする

(注) 堺泉北有料道路については段階的に実施することとし、平成33年度までは中型車1.07、大型車1.55とする

各路線の料金等(阪神高速道路・NEXCO)

(注1)本項目に記載する通行料金については、特段記載のない限り普通車の通行料金(消費税8%)を記載している。

(注2)料金例について、「現行」は現行料金、「新料金(対距離)」のうち、阪神高速、第二京阪道路は $(250+29.52L) \times 1.08$ 、西名阪道、近畿道、阪和道、京滋バイパスは高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準で統一した料金である。

阪神高速(阪神圏)の料金について

○新たな料金の概要

【ETC車】

6kmごとの営業距離に応じて決定していた基本料金を、現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の水準を基本とする対距離制を導入。

ただし、物流への影響や非ETC車の大幅な負担増や、短距離利用の車の負担減による渋滞が起きないように、当面、上下限料金を設定。

ETC車 (単位:円)					
車種	軽・二輪	普通車	中型車	大型車	特大車
下限料金	270	300	310	390	460
上限料金	1,070	1,300	1,380	2,040	2,600

※料金額は0.1km毎の距離に応じて、10円単位となります。

平成29年(2017年)6月3日から平成34年(2022年)3月31日までの料金額です。

【現金車】

現金でご利用のお客さまは、阪神高速(阪神圏)に入って初めに通行する料金所で【表1】の車種区分に応じた料金をお支払いいただくと、阪神高速(阪神圏)全線を利用可能。

ただし、【表2】に記載の料金所においては、同表の料金で利用可能。

【表1】

現金車 (単位:円)					
車種	軽・二輪	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	1,070	1,300	1,380	2,040	2,600

【表2】

現金車料金が表1とならない料金所 (単位:円)						
路線	料金所	軽・二輪	普通車	中型車	大型車	特大車
池田線 11	神田 入口・出口	350	370	380	440	490
	豊中(南(北行) 入口	550	620	650	850	1,020
	豊中(合併・北行) 入口	580	660	690	910	1,100
	福島 入口	750	880	920	1,270	1,570
	中之島 入口	790	910	960	1,330	1,650
守口線 12	扇町 入口	520	580	600	790	940
東大阪線 13	東大阪荒本 入口	360	380	390	460	520
	東大阪荒本(西行) 出口	360	380	390	460	520
	東大阪第一(合併) 出口	360	380	390	460	520
	東大阪第二(合併) 出口	360	380	390	460	520
	森之宮 入口	520	580	600	790	940
松原線 14	平野 入口	400	440	450	540	620
	文の里 入口	500	550	570	740	880
西大阪線 17	津守 入口	1,070	1,300	1,380	2,010	2,530
	大正西 入口・出口	※ 210	※ 210	※ 210	※ 390	※ 410
	北津守 入口・出口	※ 210	※ 210	※ 210	※ 410	※ 410
神戸線 3	湊川(西行) 入口	360	380	390	450	510
	柳原(西行) 入口	1,070	1,300	1,380	2,040	2,560
湾岸線 4	貝塚(南行) 入口	400	430	440	530	610
	岸和田南(南行) 入口	460	510	530	660	780
	岸和田北(南行) 入口	570	650	680	900	1,080
	泉大津 本線	700	810	850	1,160	1,420
	泉大津(南行) 出口	700	810	850	1,160	1,420
	高石 入口	750	870	910	1,250	1,550
	石津 入口	840	980	1,030	1,440	1,780
	大浜(南行) 入口	910	1,070	1,120	1,590	1,980
	南港南 入口	1,040	1,230	1,300	1,850	2,320
大和川線 6	三宅西 入口・出口	330	340	350	390	460
北神戸線 7	前開(西行) 入口	390	420	430	520	600
	前開(東行) 出口	390	420	430	520	600
	布施畑西 入口	460	500	520	650	770
	からと東 入口	450	500	520	650	760
	西宮山口南(東行) 入口	330	350	360	400	460
神戸山手線 31	神戸長田 入口	1,030	1,220	1,290	1,840	2,310
新神戸トンネル 32	新神戸箕谷 入口・出口	490	540	560	720	850

※西大阪線端末区間割引適用料金

●新神戸トンネルのみ軽車両等(第二種原動機付自転車:50CC超~125CC以下)も通行可能です(現金支払のみ50円)。

阪神高速(阪神圏)・NEXCOの割引について

大阪都心流入割引

ETC車対象

大阪都心部発着の場合、放射高速道路(第二京阪道路、第二阪奈道路、西名阪道、南阪奈有料道路等)との間で、阪神高速の守口線、東大阪線、松原線のうちどのルートを選んでも、起点・終点間の最安料金と同一に。



○放射高速道路の対象出入口

①第二京阪道路

巨椋池、久御山南、京田辺松井、枚方学研、
交野南、寝屋川南
久御山JCT(※2)、八幡京田辺JCT(※2)

②第二阪奈有料道路

宝来、中町、壱分
阪神高速東大阪線
水走、中野

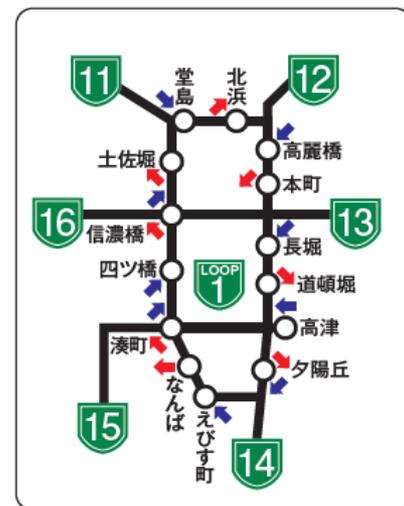
③西名阪道

天理、郡山、郡山下ツ道JCT、大和まほろばスマート、
法隆寺、香芝、柏原、藤井寺

④南阪奈有料道路・南阪奈道路

葛城、太子、羽曳野東、羽曳野、美原東

○大阪都心部の対象出入口



※割引を実施する期間:平成44年(2032年)3月31日まで

※2 ETC2.0搭載車については、第二京阪道路を通過利用する交通も割引の対象となります。(ただし、阪神高速京都線からの流入・流出は対象外)

阪神高速(阪神圏)・NEXCOの割引について

大阪都心流入割引の具体例 : 第二京阪道路(枚方学研IC) ⇒ 阪神高速 大阪都心部

第二京阪道路(枚方学研IC)から下記の阪神高速守口線・東大阪線・松原線経由のいずれかのルートで阪神高速の大阪都心部のどの出口で降りても同一料金に。



●ETC普通車の場合

① 守口線経由(31.3km)

新料金 **1,690円**

② 東大阪線経由(28.5km)

新料金 **1,610円**

③ 松原線経由(42.8km)

新料金 **2,060円**

距離に
関係なく

1,610円

阪神高速(阪神圏)の割引について

神戸都心流入割引

ETC車対象

明石方面と神戸都心部間の通行に、北神戸線や神戸山手線、新神戸トンネルを利用しても、第二神明道路と阪神高速 神戸線を利用した場合と同じ料金で通行可能。



○対象出入口

〈北神戸線〉

伊川谷JCT、永井谷、前開、布施畑JCT、布施畑東

〈神戸山手線、神戸線、新神戸トンネル〉

生田川、京橋、柳原、神戸長田、国道2号、二宮・神若、新神戸駅

神戸都心流入割引の具体例 : 第二神明(伊川谷JCT) ⇄ 阪神高速 生田川・国道2号



●ETC普通車の場合

北神戸線・新神戸トンネル経由(26.7km)

新料金 **1,120円**

北神戸線・神戸山手線経由(25.3km)

新料金 **1,080円**

第二神明道路・神戸線経由(22.5km)

新料金 **800円**

経路に関係なく

800円

※割引を実施する期間:平成44年(2032年)3月31日まで

阪神高速(阪神圏)の割引について

環境ロードプライシング割引

ETC車対象

国道43号・阪神高速3号神戸線沿道の大気環境改善のため、普通車と比べ環境負荷が特に高い大型車を中心に5号湾岸線利用料金の割引を実施。

対象車

特大型車



大型車



中型車



ETCコーポレートカード
ご利用限定

※中型車については、所定の事前登録が必要です。
詳しくはホームページをご覧ください。

●割引エリアと割引内容



- 1のエリア 30%原則割引
- 2のエリア 15%割引
- 3のエリア 10%割引

一通行において以下のいずれかの項目が当てはまる場合、割引は適用されません。

- 六甲アイランド北～天保山までの間、または淀川左岸舞洲～大開までの間を通行しない場合
- 鳴尾浜～湾岸舞洲区間、または淀川左岸線の各出入口を発着し、かつ天保山を越えてご利用になる場合
- 3号神戸線摩耶出入口～西長堀出入口までの間、またはその一部を通行した場合

	特大型車	大型車	中型車
30%割引	1,820円 上限	1,430円 上限	970円 上限
15%割引	2,210円 上限	1,730円 上限	1,170円 上限
10%割引	2,340円 上限	1,840円 上限	1,240円 上限

大口・多頻度割引

ETC車対象

NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本の3社があらかじめ定める要件を満たし、ETCコーポレートカードご利用の承認を受けられた方で、下記条件を満たす場合に適用。

なお、ETCコーポレートカードご利用の方であれば、阪神高速に対する申込手続は不要。

多頻度割引(車両単位割引)

月間利用額(車両単位)	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円超 ～10,000円以下の部分	10%
10,000円超 ～30,000円以下の部分	15%
30,000円超の部分	20%

大口割引(契約単位割引)

特定範囲内のみ利用の場合の月間利用額(車両単位)*	拡充割引率	大口割引対象	割引率
10,000円超の部分	5%	大口の契約者利用額に対し	10%

月間利用額が100万円を超え、かつ自動車1台あたり平均利用額が5千円を超える場合

最大割引率 約35%

・平成44年(2032年)3月31日までの割引内容

※特定範囲(割引率5%拡充)については新料金導入(平成29年6月3日)より前倒して、平成29年6月1日から導入。

【※特定範囲(割引率5%拡充)】



阪神高速(阪神圏)の割引について

短距離区間利用割引

ETC車対象

1区間かつ営業距離が4.3km以下でご利用の場合、各車種の下限料金を適用。また往復で1区間の対象区間が異なる場合、一方の区間が1区間とならない場合も割引を適用。

【割引後の額】

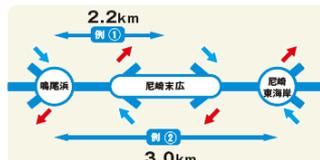
車種区分	割引後の額
軽・二輪	270円
普通車	300円
中型車	310円
大型車	390円
特大車	460円

【対象経路の例】



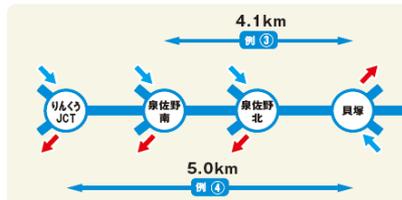
例① 尼崎末広 ↔ 鳴尾浜
 ○ 適用 ▶ 300円 (普通車の場合)
 両方向に1区間があり、かつ4.3km以下のため。

例② 尼崎東海岸 ↔ 鳴尾浜
 ✕ 適用不可 ▶ 370円 (普通車の場合)
 4.3km以下ではあるが、1区間ではないため。



例③ 貝塚(南行) ↔ 泉佐野南
 ○ 適用 ▶ 400円 → 300円 (普通車の場合)
 片方向に1区間があり、かつ4.3km以下のため。

例④ 貝塚(南行) ↔ りんくう
 ✕ 適用不可 ▶ 430円 (普通車の場合)
 片方向1区間があるが、4.3km超のため。



【凡例】
 入口 → 出口 →

西大阪線端末区間割引

ETC車・現金車対象

対象



【割引後の額】

車種	割引後料金(22時~6時)		割引後料金(6~22時)	
	ETC車	現金車	ETC車	現金車
軽・二輪				
普通車	100円	210円	210円	
中型車				
大型車	210円	410円	410円	
特大車				

池田線時間帯割引

ETC車対象

池田線の池田木部~神田間のみをご利用いただく場合に適用。
 (平日6~9時/17~20時:ETC車のみ)

対象



【割引後の額】

車種	割引後料金 (平日6~9時/17~20時)	通常料金* (平日9~17時/20~6時)(土曜・休日)
	軽・二輪	
普通車	150円	300円
中型車		310円
大型車	310円	390円
特大車		460円

阪神高速(阪神圏)の料金具体例について

加島⇒環状線(北浜) (6.2km)

現行	新料金 (対距離)	⇒	新料金 (激変緩和後)
610円 <930円>	470円		470円 <1,300円>

守口⇒環状線(本町) (11.0km)

現行	新料金 (対距離)	⇒	新料金 (激変緩和後)
610円 <930円>	620円		620円 <1,300円>

長田⇒環状線(道頓堀) (8.2km)

現行	新料金 (対距離)	⇒	新料金 (激変緩和後)
610円 <930円>	530円		530円 <1,300円>

大堀⇒環状線(なんば) (12.1km)

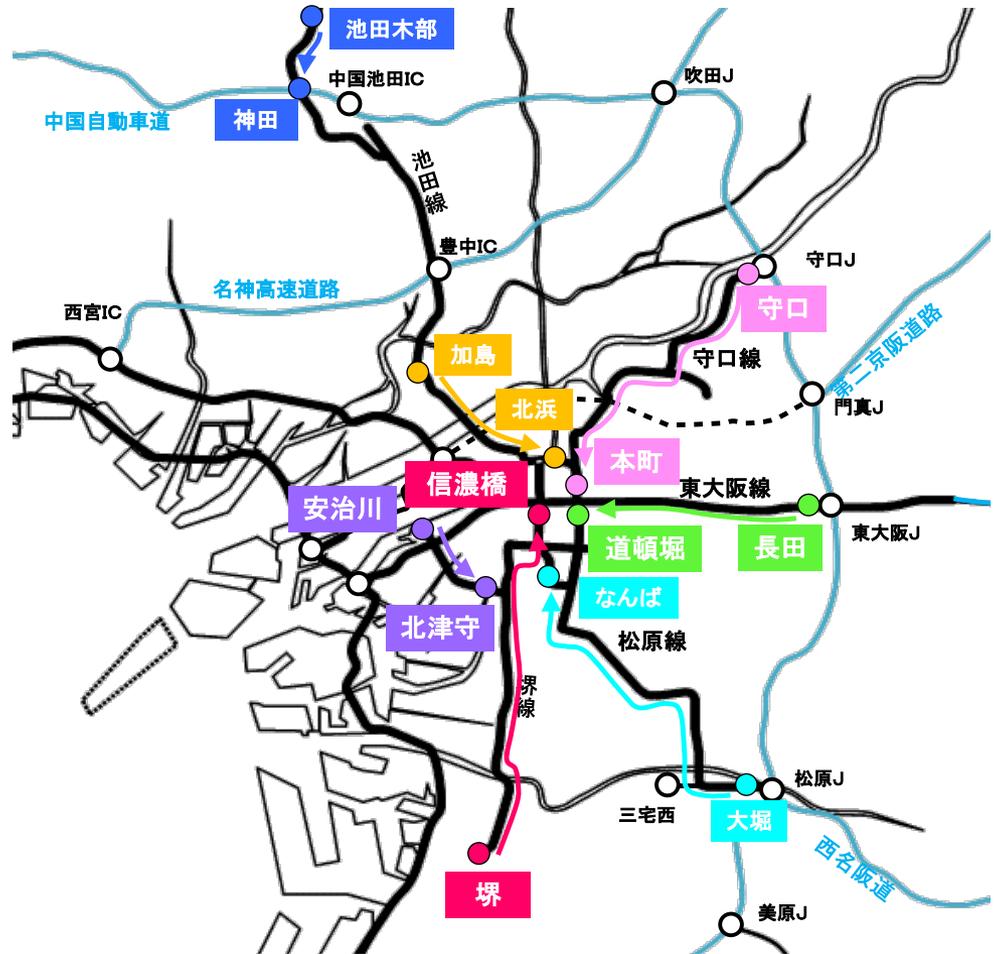
現行	新料金 (対距離)	⇒	新料金 (激変緩和後)
720円 <930円>	660円		660円 <1,300円>

堺(国道26号)⇒環状線(信濃橋) (13.8km)

現行	新料金 (対距離)	⇒	新料金 (激変緩和後)
720円 <930円>	710円		710円 <1,300円>

安治川(国道43号)⇒北津守 (3.1km)

現行	新料金 (対距離)	⇒	新料金 (激変緩和後)
510円 (割引適用後*1 210円) (割引適用後*2 100円) <210円>	370円		370円 (割引適用後*1 210円) (割引適用後*2 100円) <210円>



池田木部⇒神田 (3.2km)

現行	新料金 (対距離)	⇒	新料金 (激変緩和後)
510円 (割引適用後*1 310円) (割引適用後*2 150円) <310円>	370円		300円 (割引適用後*2 150円) <370円>

*1 端末区間割引(池田線)
*2 時間帯割引

*1 端末区間割引(西大阪線)

*2 時間帯割引

注) 料金はETC車(普通車)の場合

注) <>内は非ETC車(普通車)

注) 端末区間割引(池田線)は、新たな料金の導入まで措置

阪神高速(阪神圏)の料金具体例について

柳原⇒生田川 (4.6km)

現行	新料金 (対距離)
510円	420円



新料金 (激変緩和後)
420円

<930円>

<1,300円>

月見山(第二神明接続部)⇒生田川 (10.0km)

現行	新料金 (対距離)
610円 (割引後※510円)	590円



新料金 (激変緩和後)
590円

<930円>

※ 西線内々割引

<1,300円>

西宮IC⇒生田川 (15.1km)

現行	新料金 (対距離)
720円 (割引後※ 610円)	750円



新料金 (激変緩和後)
750円

<930円>

※ 西線内々割引

<1,300円>

西宮山口JCT⇒国道2号 (22.6km)

現行	新料金 (対距離)
820円 (割引後※ 720円)	990円



新料金 (激変緩和後)
990円

<930円>

※ 西線内々割引

<1,300円>

からと西⇒国道2号 (12.9km)

現行	新料金 (対距離)
720円 (割引後※ 610円)	680円



新料金 (激変緩和後)
680円

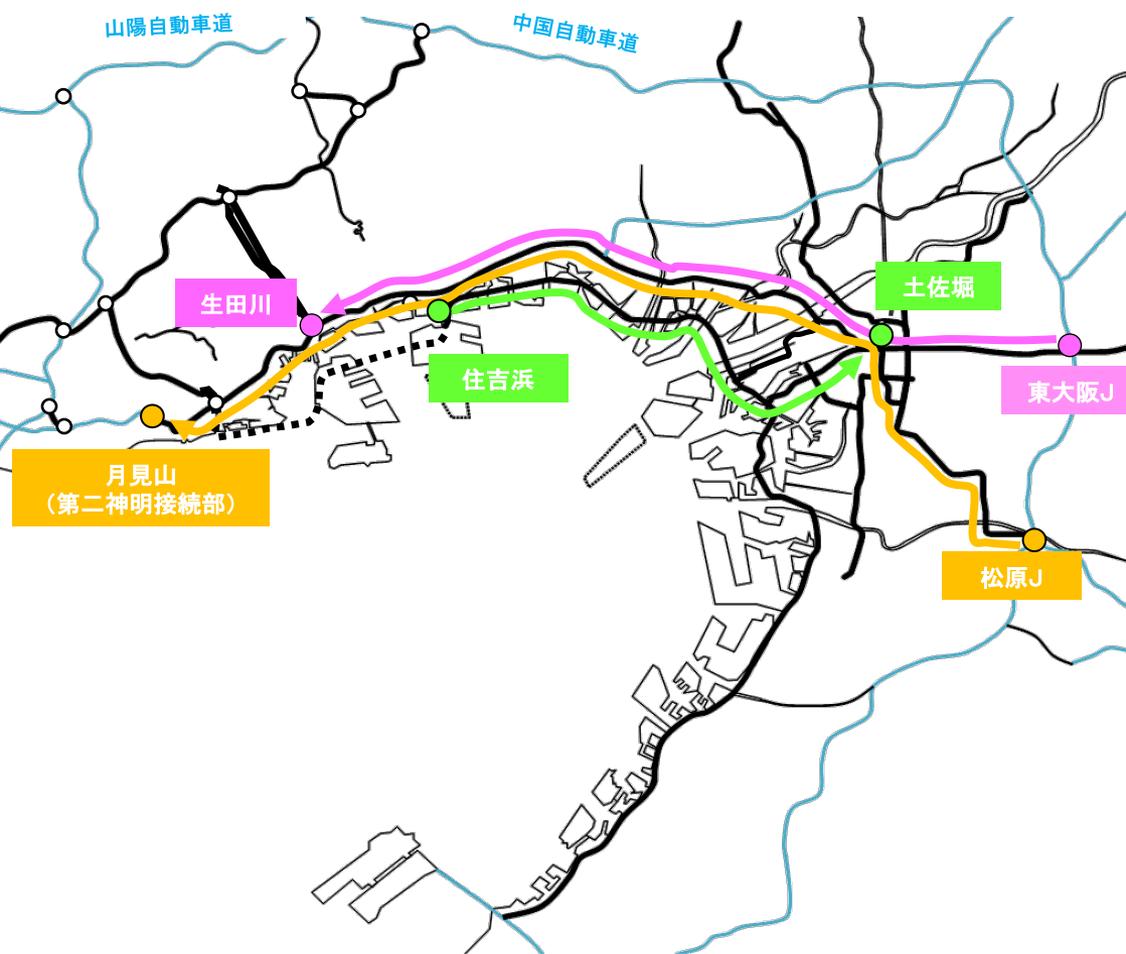
<930円>

※ 西線内々割引

<1,300円>



阪神高速(阪神圏)の料金具体例について



松原JCT⇒月見山(第二神明接続部) (56.4km)

現行	新料金 (対距離)	⇒	新料金 (激変緩和後)
930円	2,070円		1,300円
<930円>			<1,300円>

東大阪JCT⇒生田川 (39.7km)

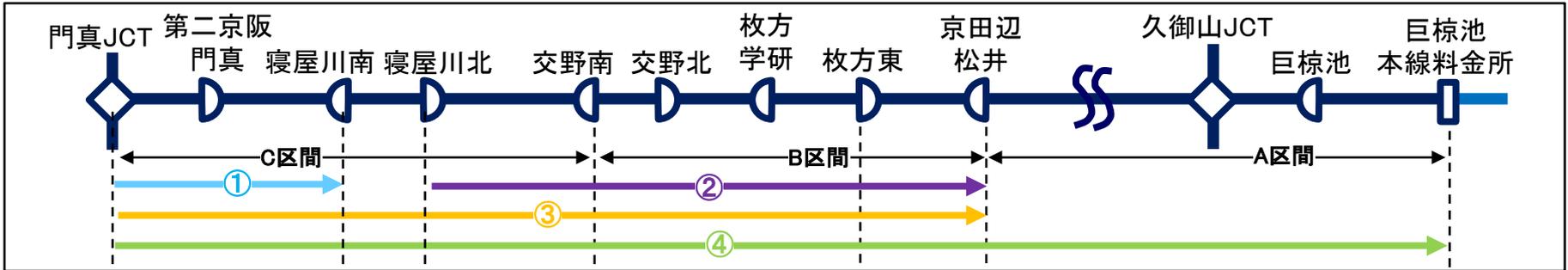
現行	新料金 (対距離)	⇒	新料金 (激変緩和後)
930円	1,540円		1,300円
<930円>			<1,300円>

住吉浜⇒環状線(土佐堀) (26.5km)

現行	新料金 (対距離)	⇒	新料金 (激変緩和後)
930円	1,110円		1,110円
<930円>			<1,300円>

第二京阪道路の料金について

- 現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準を基本とし、B区間(京田辺松井～交野南)及びC区間(交野南～門真JCT)の均一料金制を廃止し、これらの区間とA区間(起点～京田辺松井)を一体とした対距離制へ移行する。
- 利用1回あたりの固定額(ターミナルチャージ)を250円としたうえで、現行料金(第二京阪道路連続利用割引、第二京阪道路特定区間利用割引後料金を含む)より値上げとならないよう据置く。



① 門真JCT→寝屋川南 (4.2km)

非ETC車は走行可能な距離に応じた料金を適用

現行	対距離	新料金
460円	400円 (▲60円)	400円 <400円>

② 寝屋川北→京田辺松井 (10.4km)

非ETC車は上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
920円 650円(注)	600円 (▲50円)	600円 <920円>

(注)第二京阪道路特定区間利用割引適用

③ 門真JCT→京田辺松井 (19.3km)

非ETC車は上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
920円	890円 (▲30円)	890円 <920円>

④ 門真JCT→巨椋池本線料金所 (28.3km)

ETC車は上限料金(第二京阪道路連続利用割引後料金)を適用

非ETC車は上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
1,330円 980円(注)	1,170円 (+190円)	980円 <1,330円>

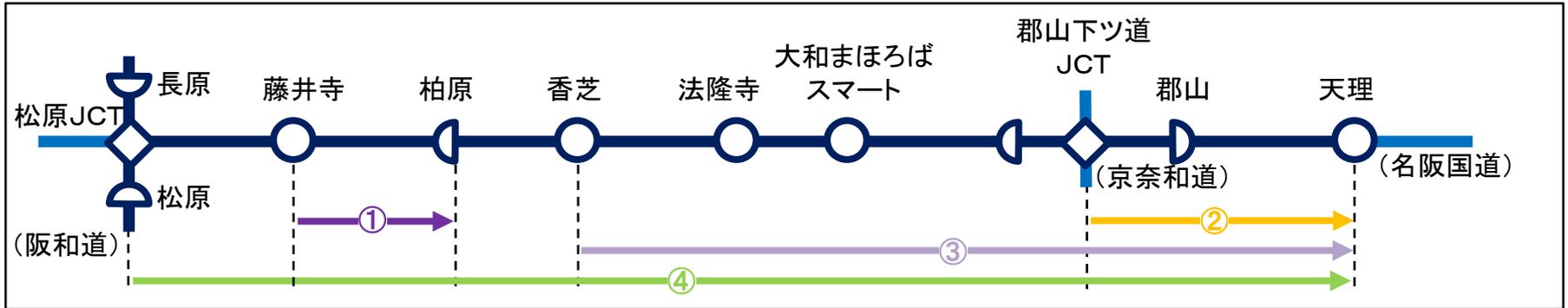
(注)第二京阪道路連続利用割引適用

※< >内は非ETC車の料金

※第二京阪道路ネットワーク割引、第二京阪道路連続利用割引、第二京阪道路特定区間利用割引は平成29年6月2日で終了する

西名阪道の料金について

○現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準とし、東側区間と西側区間の均一料金制を廃止し、両区間を一体とした対距離制へと移行する。ただし、当面、激変緩和措置として現行料金を上限とする。



① 藤井寺→柏原 (5.1km)

非ETC車は上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
410円	320円 (▲90円)	320円 <410円>

② 郡山下ツ道JCT→天理 (3.2km)

非ETC車は上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
410円 260円(注)	260円 (0円)	260円 <410円>

(注)西名阪道特定区間利用割引適用

③ 香芝→天理 (14.6km)

ETC車・非ETC車ともに上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
410円	630円 (+220円)	410円 <410円>

④ 松原JCT→天理 (27.2km)

ETC車・非ETC車ともに上限料金(現行料金)を適用

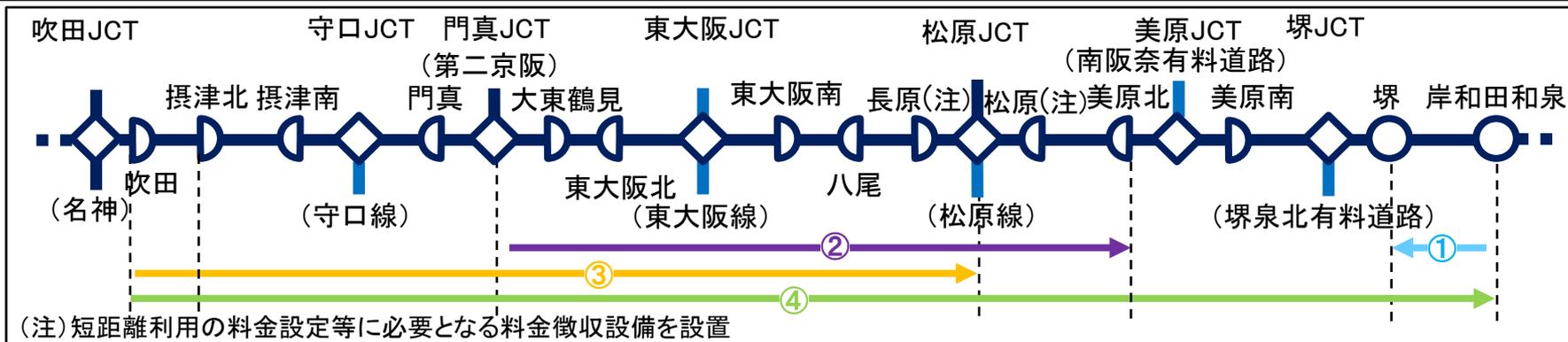
現行	対距離	新料金
820円	1,030円 (+210円)	820円 <820円>

※< >内は非ETC車の料金

※西名阪道特定区間利用割引は平成29年6月2日で終了する

近畿道・阪和道(長原～岸和田和泉)の料金について

- 現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準を基本とし、対距離制に移行する。ただし、当面、激変緩和措置として道路ごとに上限料金(750円)及び下限料金(270円)を設定し、近畿道、阪和道を連続して利用する場合には上限料金(1,020円)を設定する。



① 岸和田和泉→堺(10.1km)

非ETC車は走行可能な距離に応じた料金を適用

現行	対距離	新料金
510円	480円 (▲30円)	480円 <480円>

② 門真JCT→美原北(18.9km)

非ETC車は近畿道(吹田～松原)、阪和道(長原～岸和田和泉)ごとの走行可能な距離に応じた料金を合算

現行	対距離	新料金
1,020円	920円(注) (▲100円)	920円 <980円>

(注) 門真JCT～松原JCTと松原JCT～美原北の対距離料金を合算

③ 吹田JCT→松原JCT(27.5km)

ETC車・非ETC車とも上限料金を適用

現行	対距離	新料金
510円	1,040円 (+530円)	750円 <750円>

④ 吹田JCT→岸和田和泉(51.0km)

ETC車は上限料金を適用

非ETC車は道路ごとに上限料金を適用

現行	対距離	新料金
1,020円	1,950円(注) (+930円)	1,020円 <1,500円>

(注) 吹田JCT～松原JCTと松原JCT～岸和田和泉の対距離料金を合算

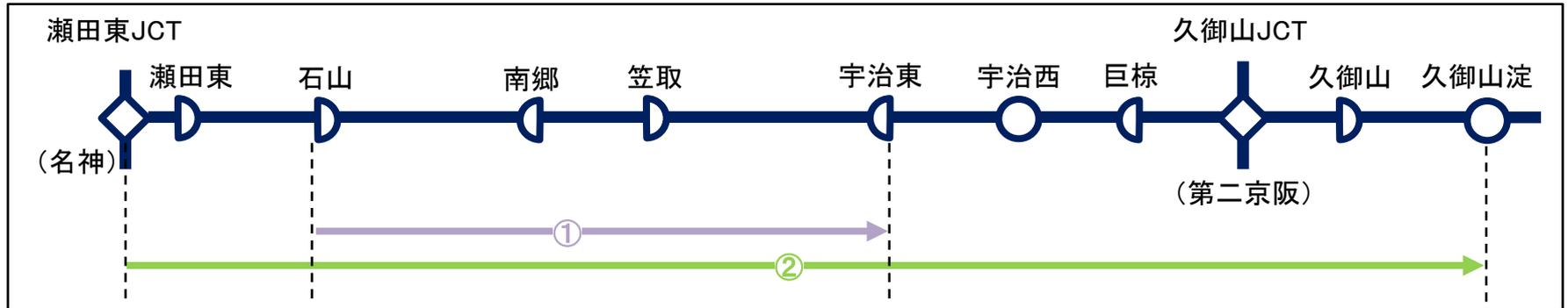
※< >内は非ETC車の料金

※近畿道乗継利用割引は平成29年6月2日で終了する

※阪和道連続利用割引は平成30年3月31日まで継続する(平成29年6月3日以降、対距離料金が現行の当該割引後料金より高い場合、これを上限とする)

京滋バイパスの料金について

- 現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準を基本とする。ただし、当面、激変緩和措置として現行料金を上限とする。



① 石山→宇治東(11.9km)

ETC車・非ETC車ともに上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
460円	540円 (+80円)	460円 <460円>

② 瀬田東JCT→久御山淀(23.9km)

現行	対距離	新料金
930円	920円 (▲10円)	920円 <920円>

近畿道・阪和道等の料金について

○現在4車種区分である近畿道、阪和道、西名阪道の車種区分及び車種間比率(普通車1.0)を5車種区分に整理・統一

【車種間比率】

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
現行	0.8	1.0		1.5	3.5
見直し案	0.8	1.0	1.2	1.65	2.75

(注)近畿道および阪和道は、平成33年度までは、中型車1.07とする

【料金例(ETC車)】

○近畿道 吹田JCT～門真

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
現行	410	510		770	1,180
見直し案	450	520	540	750	1,140

○阪和道 堺～岸和田和泉

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
現行	410	510		770	1,180
見直し案	420	480	510	690	1,050

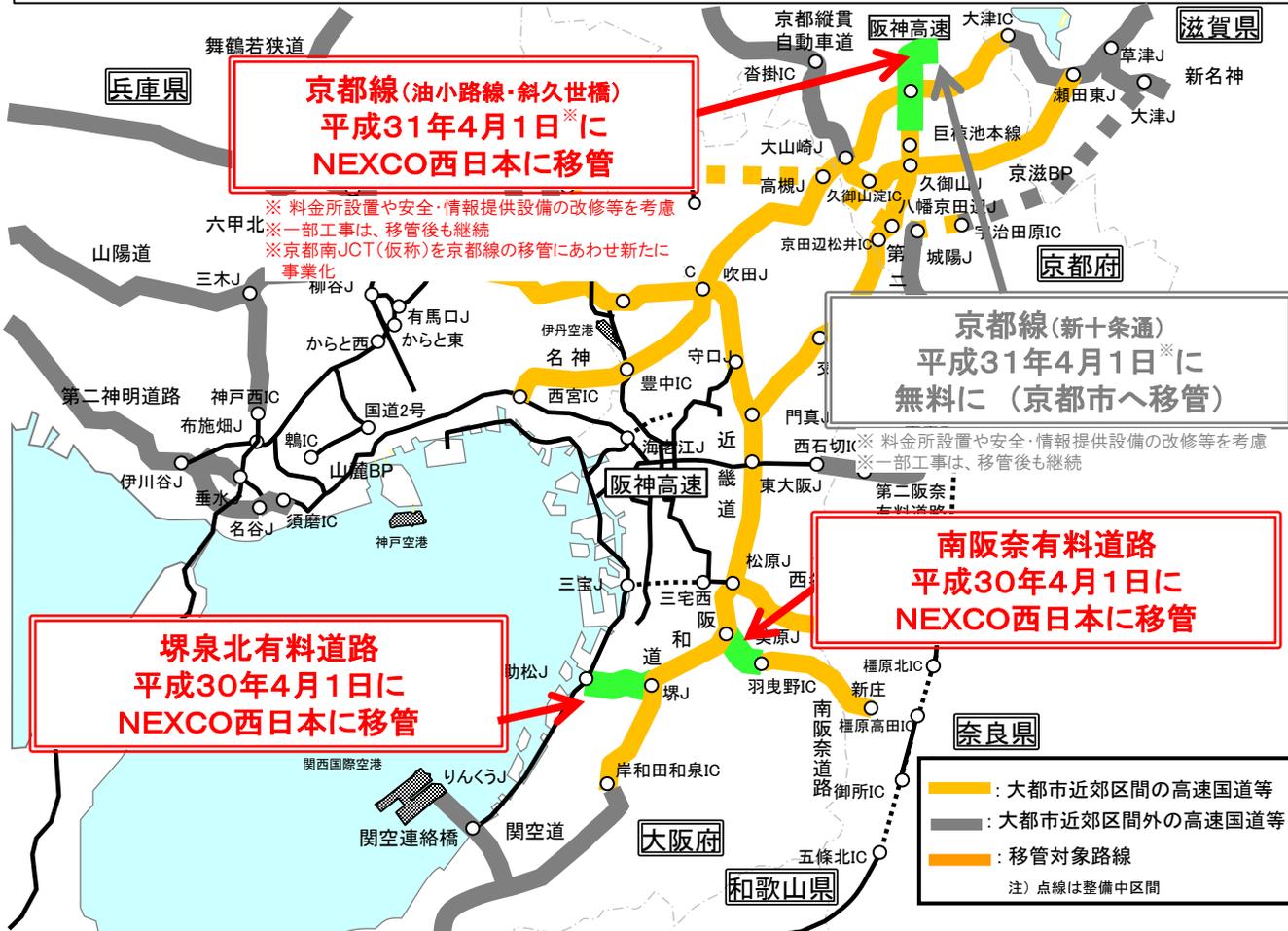
○西名阪道 藤井寺～柏原

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
現行	310	410		570	930
見直し案	290	320	360	430	610

參考資料

(参考)近畿圏の高速道路ネットワークにおける管理主体の統一等

- 大阪府道路公社の南阪奈有料道路と堺泉北有料道路をNEXCO西日本が移管を受け、阪和道や南阪奈道路等との一元的管理に移行する。
- 阪神高速京都線の油小路線及び斜久世橋をNEXCO西日本が移管を受け、第二京阪道路や名神高速道路等との一元的管理に移行する。
- 阪神高速京都線の新十条通は京都市に移管して無料で利用できるようにする。



【京都線(油小路線・斜久世橋)】



【堺泉北有料道路・南阪奈有料道路】

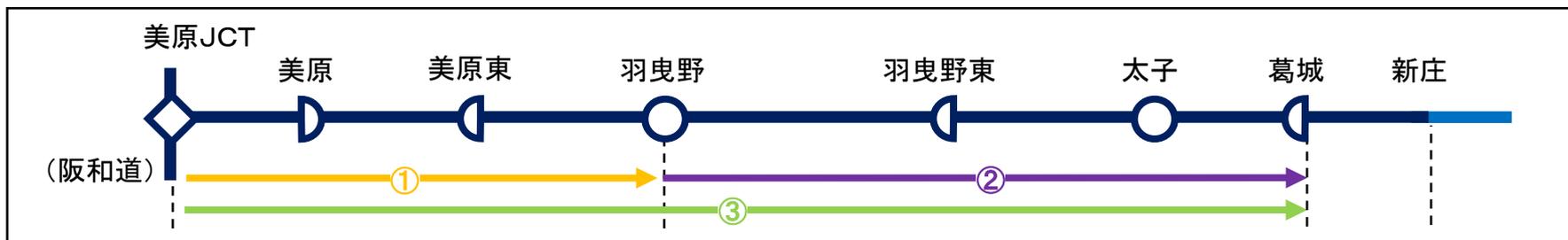


(注)南阪奈有料道路、堺泉北有料道路、京都線(油小路線・斜久世橋)及び南阪奈道路は全国路線網に編入する
(注)事業中のIC・JCT名には仮称を含む

(参考)南阪奈有料道路・南阪奈道路の料金について

- 大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路はNEXCO西日本が移管を受け、阪和道や南阪奈道路との一元的管理に移行する。(南阪奈有料道路・南阪奈道路の新たな料金については、南阪奈有料道路のNEXCO西日本への移管に合わせて導入)
- 現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準を基本とし、南阪奈有料道路は均一料金制、南阪奈道路は区間料金制を廃止し、2道路を一体とした対距離制へ移行する。ただし、当面、激変緩和措置として現行料金(阪和道連続利用割引を考慮した三線割引後料金(注)を含む)を上限料金とする。

(注)それぞれの道路の三線割引後料金を合算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額



① 美原JCT→羽曳野 (4.6km)

ETC車・非ETC車ともに上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
210円	310円 (+100円)	210円 <210円>

② 羽曳野→葛城(10.3km)

ETC車・非ETC車ともに上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
460円	490円 (+30円)	460円 <460円>

③ 美原JCT→葛城(14.9km)

非ETC車は上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
670円	640円 (▲30円)	640円 <670円>

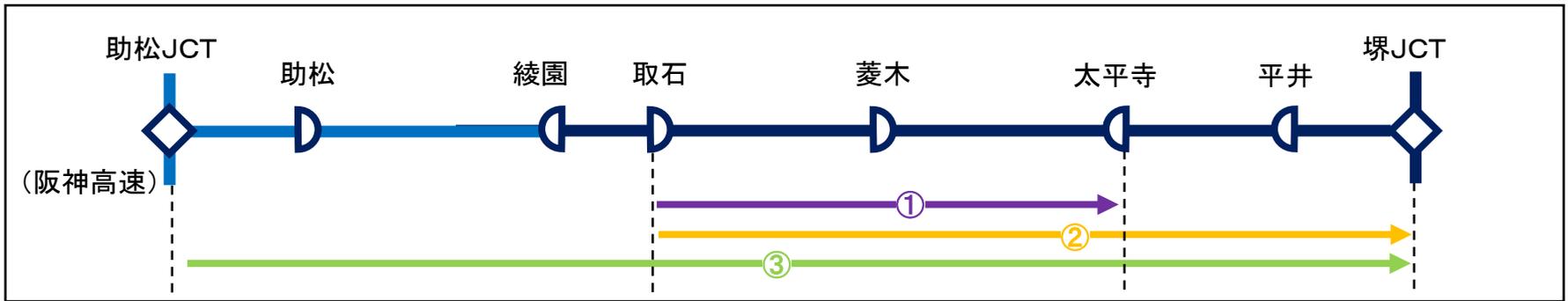
※< >内は非ETC車の料金

※南阪奈有料道路の回数券割引は新たな料金の導入時に終了する

※南阪奈道路の平日深夜割引、休日深夜割引、通勤割引、平日夜間割引、休日昼間割引、三線割引は、南阪奈有料道路のNEXCO西日本への移管に合わせて終了

(参考)堺泉北有料道路の料金について

- 大阪府道路公社が管理する堺泉北有料道路はNEXCO西日本が移管を受け、阪和道や南阪奈道路との一元的管理に移行する。(堺泉北有料道路の新たな料金については、堺泉北有料道路のNEXCO西日本への移管に合わせて導入)
- 現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準を基本とする。ただし、当面、激変緩和措置として地域内の利用の場合は、現行料金に据え置く。なお、当該道路を通過する利用は150円(普通車)とする。



① 取石→太平寺 (3.3km)

ETC車は上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
100円	270円 (+170円)	100円 <150円>

② 取石→堺JCT (3.8km)

ETC車は上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
100円	280円 (+180円)	100円 <150円>

③ 助松JCT→堺JCT (4.7km(注))

ETC車・非ETC車とも上限料金を適用

現行	対距離	新料金
100円	310円 (+210円)	150円 <150円>

(注)無料区間(助松JCT～綾園)の距離は除く

※<>内は非ETC車の料金

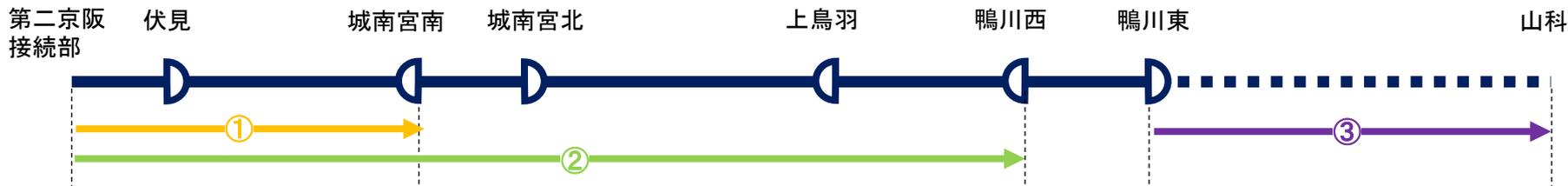
※他車種の料金は、普通車の料金をもとに車種間比率に応じて設定

※堺泉北有料道路の回数券割引は新たな料金の導入時に終了する

※通過利用とは、阪神高速湾岸線(助松JCT)から阪和道(堺JCT)を連続して利用する場合を指す

(参考)阪神高速京都線の料金について

- 阪神高速京都線の油小路線及び斜久世橋はNEXCO西日本が移管を受け、第二京阪道路や名神高速道路等との一元的管理に移行する。阪神高速の新十条通は京都市に移管して無料で利用できるようにする。(阪神高速京都線の油小路線及び斜久世橋については、NEXCO西日本への移管に合わせて新たな料金を導入)
- 阪神高速京都線の油小路線及び斜久世橋の料金水準については、現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準を基本とし、均一料金制から対距離料金制へ移行する。
- 利用1回あたりの固定額(ターミナルチャージ)を250円としたうえで、現行料金より値上げとならないよう据置く。
- 現行の2車種区分から、5車種区分に移行する。



① 第二京阪接続部→城南宮南 (3.4km)

非ETC車は上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
460円	380円 (▲80円)	380円 <460円>

② 第二京阪接続部→鴨川西 (6.8km)

ETC車・非ETC車ともに上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
460円	490円 (+30円)	460円 <460円>

③ 鴨川東→山科 (2.7km)

現行	新料金
460円	無料

※< >内は非ETC車の料金

※新たな料金の導入までの阪神高速で実施する割引については、京都線時間帯割引* 等を含め現行割引を継続

* 利便増進事業による割引

(参考)南阪奈道路・堺泉北有料道路の料金について

○現在3車種区分である南阪奈道路・堺泉北有料道路の車種区分及び車種間比率(普通車1.0)を5車種区分に整理・統一

【車種間比率】

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
現行	1.0			1.5	3.5
見直し案	0.8	1.0	1.2	1.65	2.75

(注)堺泉北有料道路は、平成33年度までは、中型車1.07、大型車1.55とする

【料金例(ETC車)】

○南阪奈道路 羽曳野～葛城

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
現行	460			720	1,650
見直し案	420	490 (460)	560 (460)	700	1,070

※上限料金(括弧内の料金)を適用

○堺泉北有料道路 太平寺～菱木

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
現行	100			150	360
見直し案	190 (100)	190 (100)	200 (100)	210 (150)	250

※現行料金(括弧内の料金)に据え置く